

令和 5年 11月 1日

保護者 様

ふじみ野市立上野台小学校
校長 清水 篤史

冬季の服装について

晩秋の候、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力頂き、ありがとうございます。

さて、冬を迎えるにあたり、冬季の登下校時及び体育時の服装等について、下記の通りといたします。体育のある日等、服装にご留意ください。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1 登下校時の服装等について

- (1) マフラーやネックウォーマー、手袋の着用は可とします。授業中は、外し、自分で管理します。
- (2) 耳当ては周りの音が聞こえにくくなり危険なため、使用しません。
- (3) ホッカイロや充電式カイロ等の暖房器具は持って来ません。
- (4) フードは視野が狭くなり危険なため、かぶりません。
- (5) 上着は、腰に巻いたり、椅子の背もたれにかけたりせず、ランドセルにしまっておきます。

2 冬の体育時の服装等について

- (1) 原則は体操服（半袖・ハーフパンツ）です。
- (2) 体操服では寒い場合、体が温まるまで以下のものを着用してもよいこととします。
 - トレーナー
 - ・安全面を考慮し、フードやチャック、襟の付いたものは着用しません。
 - 長ズボン
 - ・ジャージなどの運動がしやすいものを着用してもよいこととします。
 - ・安全面を考慮し、ジッパーが付いたものは着用しません。
 - 手袋
 - ・手を使う運動以外において、着用してもよいこととします。
 - ・体育の授業に適した（5本指の）手袋を着用します。（例えば、手袋にポンポンが付いたものは着用不可。）
- (3) 体操服の下に長そでのシャツやスパッツ、タイツを着用すると、体が温まった段階で脱ぐことができな
い、怪我をした際の対応が遅れる等の理由から、体育の時間には着用しません。体育がある日、タイツを
着用し登校する場合は、くつ下を持たせてください。
- (4) くつ下は膝下までのものとします。

3 その他

- ・ポケットに手を入れることは大変危険です。手を出す、または手袋を着用する等、ご家庭でもご指導ください。